



福江商工会議所 表彰規程

優良従業員、創業・創立記念会員事業所表彰

福江商工会議所では、永年にわたり勤務され、社業の発展、及び地域経済の振興に尽くされた優秀な従業員の功績を称えることを目的に永年勤続従業員表彰を実施しております。被表彰資格に該当する方がおられましたら、ぜひご推薦くださいますようお願い申し上げます。

会員事業所に20年以上勤続されている「優良従業員」と創業・創立から10年を単位とした記念の年を迎える「創業・創立記念会員事業所」を表彰します。

表彰式は、会議所周年事業、定期議員総会、地元就職者激励大会等において執り行います。

優良従業員表彰

本所会員事業所の従業員で、同一事業所に20年以上勤続し、事業主よりご推薦いただいた従業員の方々を表彰します。

- ・ 従業員の永年の労に報いることにより、優秀な従業員の定着や勤労意欲の向上に役立ちます。
- ・ 勤続30年以上の方は長崎県知事表彰の申請も併せて行います。
- ・ 記念品代として下記の金額を会議所にご負担いただきます。

表彰 【被表彰者お一人当たり5,000円 表彰状及び記念品代】



創業・創立記念会員事業所表彰

本年が10周年、20周年、30周年等、10年を単位とした創業・創立記念（出先企業においては支店・営業所の開設記念）にあたる会員事業所を福江商工会議所会頭が表彰し、永年のご努力に対する敬意を表するとともに、記念すべき年をお祝いします。

<表彰対象事業所>

下記事項全てに該当される事業所が対象となります。

1. 当所会員事業所であること
2. 10周年、20周年、30周年等、10年を単位とした創業・創立の記念日を迎えていること
※個人事業所から現在法人化している場合には個人での創業から起算した年数が対象となります
3. 所定の申請書により締切日までに申請のあった事業所

<申請方法>

表彰申請は、別紙、申請書をご記入の上、持参か郵送にてお申し込み下さい。

- ・令和3年度 優良従業員表彰の申請書(20年以上の勤務者分)
- ・令和3年度 創業・創立記念会員事業所表彰の申請書(10周年以上)

令和3年度 締め切りは、5月10日(月)です。

申請書の記入方法等で不明点がありましたら下記へお問い合わせください。

※FAXやメールでの申請は受け付けておりません。

※該当者及び事業所がある場合は、会議所より推薦書等をお渡し致しますので、お問い合わせ下さい。また会議所HPでも取得出来ます。※表彰の決定は、各事業所からの申請に基づき、当所で審査の上決定させて頂きます。被表彰者ならびに被表彰事業所に対しましては、その後改めて表彰式のご案内を送付します。

お問い合わせはこちらまで

福江商工会議所 総務課

電話：0959-72-3108